

令和4年第9回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年9月1日(木) 13時30分から14時16分

2. 開催場所 香美市中央公民館2階会議室

3. 出席委員 (19名)

会長	19番	原 心一			
会長職務代理	2番	山崎 彰	3番	小松 和啓	
委員	1番	山内 茂	4番	藤原 新市	5番 堤 昭雄
	6番	竹村 純吉	7番	三谷 富重	8番 西村 広幸
	9番	三木 克司	10番	岡本 博臣	11番 竹平 豊久
	12番	西岡 久	13番	森田 良彦	14番 上島 陽子
	15番	五百蔵 純太	16番	門脇 義人	17番 岡田 修一
	18番	宗石 大輔			

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	非農地証明願いについて
第3号	下限面積の設定について
第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第5号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
第6号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
第7号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第8号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	川島 進
事務局次長	岡村 昭彦
事務局係長	川村 周作
農地主事	森本 宏

7. 会議の概要

事務局	開会(13時30分) それでは始めたいと思います。ただ今から令和4年第9回農業委員会総会を開催いたします。 香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっておりますので、議長を会長にお願いします。
議長	それでは会議規則に沿いまして議長をさせていただきたいと思います。久しぶりの雨ですね、皆さん方もくつろいじゅう人もおいでるかもわかりませんが、ただ若干、暑かったのが、ちょっと涼しくなってくるような気がします。台風の動きがですね、また変な動きをしますので、心配な点があるかと思っております。私も昨日ちょっと用事があった、香北の方へ行ってきましたが、まだ

稲刈りがこれからというふうな段階ですので、台風の大きい奴が来られると皆さん大変ご心配をせなあいかんじやないだろうかなあというふうなことを思っております。そういうことですが、暑さが若干こう一段落してくればですね、過ごしやすい時期を迎えるというふうに思ってます。ちょうど香美市は今議会議員の選挙でありまして農業委員会は推進委員さんにもおひとりの方が立候補されております。そんなことがありましてですね、今日は欠席をされておりますが、選挙活動大変でございまして、まあ、暑い中での選挙になるわけですが、これから先、皆さん方も農業に対しての関心のある市会議員さんを選んでいただければありがたいかなあというふうな思いもしておりますが、棄権をすることのないように投票には必ず行っていただきたいと思っております。

それでは本日の会に進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

今日はですね、議案の訂正はございませんが、本日の議事録の署名人につきましては岡本委員、そして竹平委員にお願いを致しますのでよろしくお願いを致します。農業委員の中では欠席届けは出ておりません、全員出席ですので、よろしくお願いを致します。

それでは議題に沿いましてですね、順次進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。

事務局

先に資料の確認をお願いしたいと思います。

まず農業委員会議案書、それと農地法第3条の調査書、それと写真資料、それと利用権設定等申出書、横の分です。それと農地利用の最適化推進意見交換会の資料があります。それと写真の資料ということで全部6つになりますので。皆さんありますでしょうか。

はい、そしたら、確認は以上です。

議長

資料確認も行いましたので、ただ今より議案に入って行きたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は香北町吉野字西ノ町823番2、地目は田、面積は557㎡、外3筆、計4筆で合計面積2,946㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は2,365㎡、譲渡理由は贈与(親族)、譲受理由は受贈(親族)、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字尾崎78番1、地目は畑、面積は142㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は3,849㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は2、10a当たり352,113円で総額50,000円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字中ノ町464番2、地目は畑、面積は42㎡、外2筆、計3筆で合計面積400㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲渡理由はその他(空き家バンクの登録物件)、譲受理由はその他(空き家バンクの登録物件)、資料は3、10a当たり250,000円で総額、農地のみで100,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長

以上、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請ですが、説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思っておりますので、皆さん方何かご質問ありませんかね。

事務局 はい、どうぞ、西村委員。

委員（8番） この3番のやつですけど、空き家バンクのもんですけど、これは家の方は先に売り買いはしちゅうがですか。土地が先、こういう申請が出ちゅうがですか。どうでしょう。

事務局 ご説明させていただきます。家の方が先に売買が終わってから、その契約書を持ってですね、土地も売買ということで、先にその流れを踏んで、契約書の写しは先に出してもらった案件について農地の方もそのまま進めるということで、もうすでに終わってます。

委員（8番） はい、了解しました。

議長 他に何かありませんかね。

———質疑なし———

議長 格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

———異議なし———

議長 それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案の通り賛成されます方の挙手をお願いします。

———全員挙手———

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。続きまして、議案第2号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局 議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町楠目字高ソトバ3386番口、地目は畑、面積は76㎡、利用状況は墓地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「申請人が小学生の頃（昭和30年代）にはすでに申請地に■■■■の墓地があった。その後、父親が2004年頃までに同地をいくつかの墓地に区分けしていた。区分けされた墓地はそれぞれ他の人たちが使っている。墓地の周囲は30～40年前頃から山林化してきた。」調査員は堤委員で資料は4です。

2番、申請地は土佐山田町逆川字東サコ3279番10、地目は畑、面積は99㎡、利用状況は原野、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「昭和52年に県道擁壁工事の用地として提供した土地の残地であり、土地提供後は、原野となり、現在に至っている。」調査員は森田委員で資料は5です。

3番、申請地は土佐山田町佐古藪字後口新田560番、地目は田、面積は72㎡、利用状況は住宅の庭、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「平成5年に申請地及び南側559-2の土地に東屋を建築して庭となり、東側の558-6の宅地と一体化として利用ははじめ、現在に至っている。」調査員は森田委員で資料は6です。

4番、申請地は香北町日ノ御子字都路3番9、地目は田、面積は82㎡、利用状況は雑種地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「周囲が山林であったり、道路に面した土地ということで、平成10年頃より原野のまま放置し、現在に至る。」調査員は三谷委員で資料は7です。

5番、申請地は香北町五百蔵字山本1856番、地目は田、面積は105㎡、外4筆、計5筆で合計面積1,213㎡、利用状況は山林、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「昭和40年に杉・桧を植林し、山林とな

り、現在に至っている。」調査員は五百蔵委員で資料は8です。

6番、申請地は香北町岩改字駒士越1847番、地目は田、面積は1,653㎡、利用状況は山林、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「平成15年頃から耕作を放棄し、徐々に植林を行った結果、現在は15ないし20年生の杉が育つ山林となっている。」調査員は武内推進委員で資料は9です。

7番、申請地は香北町美良布字小谷口1092番、地目は畑、面積は492㎡、利用状況は雑種地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「この土地は旧香北町役場庁舎の北側（現在香北支所駐車場北側）にある、香北中学校の元プールの残地であり、（現在は美良布保育園のプール及び防火水槽）、合併前の旧香北町から雑種地として管理していた。草だけは周囲に迷惑がかかる為、職員が草刈りをしている。」調査員は小松委員で資料は10です。

8番、申請地は物部町大栃字河ノ内1715番2、地目は畑、面積は42㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,245㎡、利用状況は山林、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は「本件は、所有者が死亡しており、相続人も不存在であるため、詳細は不明であるが、現地の状態からして15年以上は山林状態であると思われる。今後も農地として利用することは無い。」調査員は岡本委員と山崎委員で資料は11です。以上です。

議長 以上説明が終わりましたので、順次調査員の皆さんから補足説明をお願いしたいと思います。堤委員から順次お願いします。

委員（5番） 資料の4-1をご覧ください。場所はですね、バリューかがみの店の南側になります。擁壁があって5～6mの段差があるところです。このご覧のように草ぼうぼうで墓地が点々ともうありますが、南側の農地の方の同意も得ておりますので問題は無いと思います。以上です。

議長 続きまして、すいません、2番と3番と森田委員お願いします。

委員（13番） 申請番号2につきましては資料の5-1をお開け下さい。場所は龍河洞入口の駐車場の約手前100m位のところで、県道の側面になります。第5回の農業委員会でも申請のあった場所の隣位になります。7月23日に現場を確認しました。別に問題は無いと思います。

続きまして申請番号3につきましては資料6-1をご覧ください。場所は龍河洞温泉の、この地図で言うと龍河洞温泉のこの真下の航空写真の真下の白い建物ですが、その上の560というところが、XXXXXXXXXXしておられますXXXXさんの住宅になります。そこの住宅の敷地内の一面になります。560のところ東屋がありまして、そこの隣になります。7月29日に現場を確認致しました。別に問題は無いと思います。以上です。

議長 続きましてすいません、4番、三谷委員さんお願いします。

委員（7番） 資料の7-1をご覧ください。これは日ノ御子のキャンプ場の入口をちょっと県道を東へ入ったところでして、カーブのところにあります。これ資料の2を見てもらったらわかりますけど、これ10年頃と書いちゅうけど、それよりもっと昔よ。一段下がちゅうけど、元々は隣の家の敷地と同じ高さやったのを掘り下げて、ここで昔店をしようとしたところよ。その時の名残があって、そのまま一段段差がありますけど、あと途中で家壊してそのままにしております。地主も息子さんから孫にまた代わりまして。前が県道です。後ろも赤レンガっていう、それも売りに出ちよって買ってもらうて、それから東に持ち主の家です。周りの同意も別に必要は無いということ、7月21日やったか行って現地は確認はしました。何ら問題は無いと思います。

- 議 長 続きますして申請番号5番の件につきまして五百蔵委員より補足をお願いします。
す。
- 委員 (15 番) はい、資料の8をお願いします。7月の28日にですね、この■■■さんと現地
で待ち合わせをしまして調査しました。まず資料8-1ですが、5筆引っ付い
ております。香北町五百蔵、その下に道挟んだところに市川とありますが、この
辺の集落は宇市川と言いますかね、何軒か家があるわけですが、それからその
下に見えますが、航空写真ですかね、載っております、次のページ8-2をお願
いします。ここの写真でも分かりますように、木が何本か生えております。杉、
檜を植林したという話ですね。木ばっかして昭和40年に植えてますのでかな
り育ってます。両手を回しても向こう側であの指が引っ掛んぐらい大きな木が
何本か見受けられます。現状は山林ということで承認したいと思えます。
- 議 長 続きますして6番の案件について武内委員からお願いします。
- 委員 (10 番) 資料の9-1を見て下さい。場所は195号線に岩改口ってところがあり
ますが、それから龍河洞へ抜ける道の途中にある岩改地区というところ
です。ここも備考にあるように、もう場所は山林になってますので何も問題無いと思
います。以上です。
- 議 長 はい、有難うございました。続いて申請番号7番の小松委員お願いします。
- 委員 (3 番) はい、それでは資料の10-1を見て下さい。ここに普段美良布の方で会を
しております基幹集落センターが、1番手前の屋根が見えておりますけど、そ
の前にプールがあります。現在保育園が利用しておりますが、その左側が保
育園です。その1092って書いてあるところが今回の雑種地ですけれど、これ、あ
の美良布地区の地籍調査をやった日時が妙に定かでないですけど、合併前
のことじゃないですかね、たぶん。その時は町の方に用務員さんがお
りまして、いろいろお世話をしておる段階でここを菜園畑として利用
しておったようです。その時に町で地籍調査が入りまして現状にあ
れずるということで、雑種地ではなく、畑地ということ
で挙がってきたようです。そして元々は雑種地であった
ということ
で現状の雑種地に戻したいということ
で、今後は町の用地として利用
していきたいとそういうこと
になりますので、別に問題無いと思えます。
- 議 長 はい、有難うございました。申請番号8番、すいません、岡本委員と山崎委員
さんに説明をお願いします。
- 委員 (2 番) はい、資料の11ですが、写真ではちょっとわかりにくいかもしれ
ませんが、上の地形図の方が分かりやすいかもしれません。申請人は同じ人
ですが、担当区域が違いますので岡本委員と分けて説明します。上の地形
図を見てまあ、想像つくと思えますが、もちろん現地へ行く道も
ないですし、備考にも書いてるようにこれから農地として利用すること
もたぶん、おそらくないと思えます
ので問題無いと思えます。以上です。
- 委員 (10 番) 同じように11-1をお願いします。3215番につきまして説明
させていただきます。現地は物部町大柵の対岸にあります、下の写真を見
ていただきますと左下の方に旧大柵高校のグラウンドがありまして、こ
こは湖水祭りの会場となっておるところです。現地は永瀬ダムを挟んで
この対岸というところ
で下は県道久保大宮線が通
ってまして、現地はそのすぐ上
です。私が見た感じでは約40
年から50年生の杉、檜が植
林されておりましたので、植
栽15年経過はして
おります。また周囲の土地
につきましても同じような
時期に植林がされて
おるよう
ですので問題は無いと思
えます。以上です。

議 長 はい、補足説明有難うございました。それでは議案に沿いまして議案第2号のですね、非農地証明願いについて質疑を行いたいと思いますので皆さん方からご質問があれば受けたいと覆いますが、何かありませんかね。

——質疑なし——

議 長 格段質問無いようですが、採決に入って構いませんか、

——異議なし——

議 長 はい、それでは議案第2号非農地証明願いにつきまして、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして議案第3号、下限面積設定についての説明をお願いします。

事務局 議案第3号 下限面積の設定について説明いたします。
今回の下限面積の設定については、すでに下限面積の指定をしているものをはずすものについて、議案としてあげさせていただいております。
ご審議をいただき、承認を得られましたら、議案書(案)のとおり、下限面積の告示を行う予定としております。
それでは、議案書8ページをご覧ください。変更前と変更後で記載しております。
はじめに、農地法施行規則第17条第1項については、これまでどおり、香北町及び物部町が30a、土佐山田町40aと変更はありません。
次に、農地法施行規則第17条第2項について説明します。
変更前の適用する区域である土佐山田町大平の1筆、香北町吉野の3筆、香北町小川1筆については、空き家に付属する農地です。
次に、変更後について、農地法施行規則第17条第2項は、香北町吉野字中ノ町464番2外2筆を外します。これは、今回の定例会の議案第1号、申請番号3で諮問された所有権移転売買によるためです。以上です。

議 長 はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

——質疑なし——

議 長 格段無いようですので採決に入りたいと思います。
それでは議案第3号、下限面積設定について説明がありましたように、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして議案第4号農地法第18条第6項の解約通知報告について説明をお願いします。

事務局 報告第4号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町植字ワラハラ1521番、地目は田、農振区分は農用地、面積は2,979㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約申入日、成立日、引渡日共に令和4年7月20日、解約理由は耕作不良のためです。

2番、申請地は物部町庄谷相字下モ中屋86番、地目は田、農振区分は農用地、面積は1,157㎡、外2筆、計3筆で合計面積2,947㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約申入日は令和4年7月20日、成立日は令和4年7月27日、引渡日は令和4年8月20日、解約理由は病気等での労力不足のためです。以上です。

議 長 議案第4号の農地法第18条第6項の解約通知報告について説明がありましたので、この件につきまして皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

— 質 疑 な し —

議 長 格段無いようですので、この件につきましては報告のみとさせていただきたいと思います。

それでは続きまして議案第5号農地法第4条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号 農地法第4条届出報告について説明します。

1番、申請地は土佐山田町植字ニシマエヤマ944番1、地目は畑、面積は128㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は一般住宅1棟、資料は12で、調査員は事務局川村です。

2番、申請地は土佐山田町植字ニシマエヤマ944番6、地目は畑、面積は9.48㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は公衆用道路、資料は13で、調査員は事務局川村です。

3番、申請地は土佐山田町植字ニシマエヤマ944番7、地目は畑、面積は100㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は一般住宅1棟、資料は14で、調査員は事務局川村です。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。報告第5号のですね、農地法第4条の規定による届出の報告ですが、この件につきましてご質問があれば受けたいと思いますが、何か質問ありませんかね。

委員 (17番) はい。

議 長 はいどうぞ、岡田君。

委員 (17番) これ写真で家が全部じゃなくて、ちょっと欠けちゅうやいか。

議 長 どの写真。

委員 (17番) 資料12と13ですかね。航空写真とかで見たら家が欠けちゅう。欠けちゅうのはもう宅地であるがですか。

議 長 この線の引き方よな。。

委員 (17番) そうです。これ家どうせ壊して建てるがやきよね。

事 務 局 補足説明します。欠けてるその、資料12-2の①の写真の944-1の左側ですけど、北側の方になる土地については前回、前々回の議案の方に上げて

ですね、それもこれも全部市街化ですので、この3件についても連動している部分で、市街化地区でもうすでに家を建てたり、筆がちょうどその建物の中で分かっているような形でですね、特に始末書も出していただいてもうすでに転用して、市街化ということで今後新しい購入の方が整備していくということの案件になります。公衆用道路も、もうすでに、道のところもありますけど関連している案件であります。よろしくをお願いします。

議 長 この場合、公衆用道路については今後どうなりますか。道路として残すが。
事 務 局 道路は、もうそのまま現状維持になると思います。

議 長 個人名義でその道は個人名義の道ということよね。
はいはい、わかりました。
ごめん、申請人の■■■■、誰さんと読みます、これ。

事 務 局 ■■■■さんやったと思います。

議 長 ■■■■さんと読みますと。
それでは議案第5号のですね、農地法第4条の規定による届出ですが、質疑を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんか、他に。

——— 質 疑 な し ———

議 長 届出ですので報告のみとさせていただきます。
続きまして議案第6号農地法第5条の規定による届出の報告です。説明をお願いします。

事 務 局 報告第6号 農地法第5条届出報告について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字新町丸471番4、地目は田、面積は1,475㎡、外1筆、計2筆で合計面積1,865㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は宅地分譲（宅地8区画及び公衆用道路）、資料は15で調査員は事務局川村です。以上です。

議 長 議案第6号の農地法第5条の規定による届出の報告ですが、説明がありました。皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何か質問はありませんかね。

——— 質 疑 な し ———

議 長 格段無いようですので、議案第6号についてもですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきます。
続きまして議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理の売買事業になります。

1番、土佐山田町山田の農地2筆、合計5,537㎡を高知県農業公社から、■■■■の■■■■さんが購入し、水稻を栽培します。

続いて、通常の貸借権になります。

1番、新規設定で、土佐山田町下ノ村の農地、3,866㎡を■■■■の■■■■さんが借り受け、ニラを栽培します。賃貸借権で期間は10年です。

2番も新規設定で、土佐山田町杉田の農地、633㎡を■■■■の■■■■さんが

借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

3番も新規設定で、土佐山田町佐野の農地、3,987㎡を[]の[]さんが借り受け、いたどりを栽培します。貸借権で期間は3年です。

4番も新規設定で、土佐山田町植の農地2筆、合計5,491㎡を[]の[]さんが借り受け、生姜を栽培します。貸借権で期間は5年です。

5番も新規設定で、土佐山田町杉田の農地、527㎡を[]の[]さんが借り受け、野菜を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

6番も新規設定で、香北町西川の農地、2,769㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。貸借権で期間は3年です。

7番も再設定で、香北町吉野の農地3筆、合計348㎡を[]の[]さんが借り受け、野菜を栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

8番も再設定で、香北町永野の農地2筆、合計810㎡を[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。貸借権で期間は10年です。

9番も再設定で、香北町永野の農地、1,599㎡を8番と同じ[]の[]さんが借り受け、水稲を栽培します。貸借権で期間は10年です。
以上です。

議長 それでは議案第7号のですね、香美市農用地利用集積計画についての説明が終わりましたが、ただ今より、質疑を行いたいと思います。ただ関係するものに[]の案件がありますので、1番のみをですね、小松さんに代理でですね、議長を務めていただいて採決をしていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いを致します。

——[]退席——

事務局 はい、それでは議長が退席されましたので、会長職務代理者として香北地区の小松委員さんに議長をお願いします。

議長代理 はい、それでは私、香北の小松ですけど、初めての責務でございます。よろしくお願い致します。

原議長が退席されましたので、原議長の会長代理者として務めさせていただきます

それでは議案第7号の所有権移転の件、原会長の案件1番につきまして皆さんより質問を受けたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

質問ございませんか。

——質疑なし——

議長代理 質問が無いようですので、無ければ採決に入ります。ご異議ございませんか。

——異議なし——

議長代理 それでは議案第7号の申請番号1番の原会長が関連されます件案につきまして賛成の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長代理 はい、右難うございます。全員賛成です。
それでは[]に入ってください。

——原委員入席——

議 長 すいません、小松さん、有難うございました。
それでは議案第7号香美市農用地利用集積計画についての質疑を行いたいと思
いますが、8番、9番についてはですね、[]の
すね、代表の[]さんがおいでますので、退席をしていただいてこの2つにつ
いて審議をしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

——[]委員退席——

議 長 それでは議案第7号の案件につきまして、申請番号8番、9番についてです
ね、質疑を行いたいと思っておりますが、何かご質問はありませんかね。

——質 疑 な し——

議 長 格段無いようですので、採決に入りたいと思っております。ご異議ございませ
んか。

——異 議 な し——

議 長 それでは申請番号8番の件、9番の件につきまして賛成の方の挙手をお願い
を致します

——全 員 挙 手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
すいません、入場をお願いします。

——[]委員入席——

議 長 []さん、すいません、承認を受けましたのでよろしくお願いします。

委員（[]番） 有難うございました。

議 長 それでは全体にわたりましてのですね、質疑を行いたいと思っておりますが、何か
ご質問はありませんか。
はい、岡田君。

委員（17番） 1番と3番ですけど、これ新規就農者だと思いますけど、3番のいたどりっ
てどんなもんなんでしょうか。

議 長 3番の[]さんはですね、私も知りませんが、もう何年も前からいたどり
作ってます。

委員（17番） 借入地とか、自作はゼロで書いてないき。そう思っただけです。

議 長 自分でお店を持ったり、喫茶店をしゅうところがあったりして、そこで何か
従業員の人がいたどり剥いでですね、売られゆうという話も聞いてます。
1番については、新規就農者。

事 務 局 そお、思います。ニラをやりゆう人。

議 長 委員の中ではご存じの人はおらんよね。ひよつとまあ、この人がニラを作られゆうとかいうか、今までどんな仕事をしよった、農業には全然、そのまったく初めてとかいうことはわからんがですね。事務局としては何か聞いちゃう。

事 務 局 ちよつと補足説明します。
■さんについてはですね、今まで口約束でやりよったということがあって面積が育ってないですけど、今度農地を買う予定がありまして、それで下限面積が無いのでそれを育てるために今までやってたところを、口約束でやってたところを利用権を設定してですね、明らかに下限面積を育てて今度農地を買うということで、いたどりするのに春先に採れるということで普段の春以外の時には草も生えてる状況もありますけど、管理しながら収穫もしてるということですので、ここに書いて無いというのはですね、口約束で今やってると今うことで無いので、今度の農地を買う時に下限面積育てるために出してきてるといふことです。以上です。

議 長 1番はわからんか。

事 務 局 1番の方は農林課の方で情報をちよつと把握してますので、全部ちよつとよう覚えてないんですけど、ニラを■さんところで研修されて、もう近々新規就農される方で、どこの人で、年齢はとかいうところはちよつとよう覚えておりません。申し訳ありません。

議 長 今日わかる範囲はこの辺りです。研修を受けられて新規就農者ということで、問題は、そこは問題無いと思います。

本人はですね、39歳、そして奥さんは38歳、そして子供さんが学生ですが、14歳の子供さんで3人家族です。あとトラクター1台とか軽トラ1台、それで管理機1台、動噴1台とかいう農機の所有を書いてありますし、ごめん、購入予定です。そんなことで、新しく新規就農者ということでですね、■さんくでニラの研修をしちゆうということであつてですね、申請が出てきておりますので、間違いないというふうに思います。農業従事日数は年間300日という予定で出てきております。

他に何かご質問があれば受けたいと思いますが、格段ありませんか。

——質 疑 な し ——

議 長 格段無いようですので、この件については採決を取らなあいきませんので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

——異 議 な し ——

議 長 はい、それでは議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは議案の第8号、その他の件ですが、事務局の方からお願いします。


事 務 局 特に事務局からは構えてありません。


議 長 ここで少し5分程度休憩をしてですね、農用地利用最適化推進委員意見交換会を引き続きやりたいと思います。そういうことでですね、今までの案件につ

いて皆さん方にご承認いただきましたので、少しの間休憩をしたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

閉会 (14時16分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心一 

署名 人 岡 本 博 臣 

署名 人 竹 平 豊 久 